

禁煙支援薬局 登録証の 交付について

- ・登録証は、薬局宛て発行となります。
所属の薬剤師が1名以上受講いただくことで登録証を発行します。
奈良市開催の「禁煙支援アドバイザー研修会」を受講された場合も登録の対象となります。
- ・登録証の有効期間は原則2年間です
有効期間中（1回／2年）の研修会受講で登録を継続できます。
- ・登録証の有効期間が失効している場合は、新規扱いの受講となります。

①令和6年度新規登録の薬局

※過去に登録していた場合でも、有効期間失効後に登録となった場合は新規登録になっています。

- ・令和6年度研修会受講後、申請により登録証を交付します。
- ・交付する登録証有効期間：令和6年12月16日～令和8年3月31日
（新規登録は年度途中の登録となるため、有効期間は登録の翌年度までとなります）

②令和5年度に新規登録の薬局（初めて登録証を更新する薬局）

（登録証有効期間：R5年12月1日～R7年3月31日）

- ・令和6年度研修会受講することで、申請により登録証を交付します。
- ・交付する登録証有効期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

③令和4年度に更新登録の薬局（既に登録証を更新したことのある薬局）

（登録証有効期間：R5年4月1日～R7年3月31日）

- ・令和5年度もしくは令和6年度いずれかの研修会を受講（有効期間内に1回受講）することで、申請により登録証を交付します。
- ・交付する登録証有効期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日